

令和7年12月15日  
福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室

## 令和6年度の障がい者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、福岡県内における令和6年度の障がい者虐待の状況について公表します。

### 1 障がい者虐待の状況

#### (1) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認調査 を行ったもの	虐待と判断 したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
令和6年度	215件	154件	31件	74件	49件
令和5年度	210件	161件	23件	69件	69件
令和4年度	161件	126件	28件	31件	67件

#### 【令和6年度の状況】

- 虐待と判断した31件の施設の種別は、入所系事業所19件、通所系事業所12件。
- 虐待の種別（重複あり）は、身体的虐待17件、心理的虐待15件、性的虐待7件、経済的虐待3件、放棄・放置（ネグレクト）3件。
- 虐待を受けた人の性別は、男性46名、女性16名。
- 虐待を受けた人の障がい種別（重複あり）は、知的障がい52名、身体障がい19名、精神障がい9名。
- 虐待を行った従業者の職種は、生活支援員など直接処遇にあたる職員35名、管理職等7名。
- 県及び市町村では、虐待と判断した事案について当該施設に対し指導を行うとともに、改善計画の提出を求め、改善状況の確認を実施。

## (2) 養護者による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの			
			虐待を受け たと判断し たもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に 至らなかった もの
令和6年度	273件	209件	72件	58件	73件
令和5年度	244件	182件	54件	61件	67件
令和4年度	183件	144件	47件	39件	58件

(注) 養護者とは、親、配偶者、兄弟姉妹等。なお、18歳未満の児童に対する虐待の対応は、障がいの有無に関わらず児童相談所で実施していることから、上記件数には含まれていない。

### 【令和6年度の状況】

- 虐待の種別（重複あり）は、身体的虐待47件、心理的虐待31件、経済的虐待13件、放棄・放置（ネグレクト）9件、性的虐待1件。
- 虐待を受けた人の性別は、女性42名、男性31名。
- 虐待を受けた人の障がい種別（重複あり）は、知的障がい41名、精神障がい25名、身体障がい16名、発達障がい8名、難病等2名。
- 虐待を行った人の割合は、親50.6%、兄弟姉妹20.0%、配偶者10.6%など。
- 虐待と判断した72件の事案のうち25件（34.7%）について、虐待者からの分離を行っている。

## 2 障がい者虐待防止のための県の取組（令和6年度）

- 障がい者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う（2,161事業所）とともに、運営指導において、状況に即した虐待防止の取組を指導（418事業所）
- 新たに障がい者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施（370事業所）
- 障がい者福祉施設管理者や通報を受け施設への改善指導等を行う市町村職員等を対象に「障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施（284名受講）
- 障がい者福祉施設で利用者に対し直接支援を行う職員を対象にした「障がい福祉サービス事業所等支援員研修」において、障がい者虐待防止を研修カリキュラムに組み込んで実施（1,668名受講）
- 障がい者福祉施設で強度行動障がい者に対し直接支援を行う職員を対象にした「強度行動障がい支援者養成研修」により、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことができる人材を育成（1,793名受講）

**令和6年度の障がい者虐待の状況について**

## 1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

### (1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかつたもの
215件	154件	31件	74件	49件

### (2) 虐待と判断した事案の概要

項目 \ 事案	1	2	3
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	男性 60代 1名 (知的障がい)	男性 50～60代 2名 (身体・知的障がい)	男性 40代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	サービス管理責任者、生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・歩行の支えとして使用する歩行器の車輪を2回蹴った。	・強引に手をつかみ腋を抱えて引きずった。 ・衣服を脱がせ、手の届かない所に投げた。	・利用者から頬を1回叩かれたことに反応し、利用者の顔を1回叩いた。

項目 \ 事案	4	5	6
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	女性 60代 1名 (身体・知的障がい)	男性 40～60代 9名 (知的障がい)	男性 30～70代 3名 (知的障がい)
虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員 5名
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者に対し、日常的に怒鳴ったり暴言があった。	・顔面に肘打ちをした。 ・陰部をひっぱった。 ・利用者が加害者を触った際に暴言を言った。 ・利用者のバスタオルを取り、体を拭かせなかった。	・馬乗りになって殴った。 ・利用者が怒鳴ったことに対して怒鳴り返した。

項目 \ 事案	7	8	9
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	共同生活援助
被虐待者の状況	男性 50代 1名 (知的障がい)	女性 20代 1名 (身体・知的障がい)	女性 30代 1名 (知的・精神障がい)
虐待の種別	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員	管理者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・威圧的な態度で胸元をつかみ大声を出した。	・利用者がてんかん発作で倒れた際に何の対応もしなかった。	・利用者から借金をして法人の借入金の返済に充てた。

項目 \ 事案	10	11	12
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	男性 40代 1名 (知的障がい)	男性 10～40代 5名 (知的・精神障がい)	女性 20代 1名 (精神障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	管理者	管理者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・眉間を掌底し打撃を与える、鼻から出血させた。	・顔や体に洗濯ばさみをつけた。 ・陰部をつかんだ。 ・行動抑制のため日常的に暴力をふるった。	・利用者に言い寄つてると誤解され、利用者に汚いと暴言を言った。

項目 \ 事案	13	14	15
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	男性 30～50代 4名 (身体・知的障がい)	男性 30代 1名 (知的・精神障がい)	男性 40代 1名 (身体障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員 2名	世話人	世話人
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・顔面を平手で叩く。 ・激しい口調で叱責する。 ・現金を抜き取る。	・体を押さえて抑止した反動で倒れ、床で後頭部を打った。	・目の前で汚い、臭いなどの暴言や行動を咎める声かけを行った。

項目 \ 事案	1 6	1 7	1 8
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助	療養介護
被虐待者の状況	男性 20~60代 2名 (知的障がい)	女性 20代 1名 (知的障がい)	男性 20~60代 5名 女性 30~70代 4名 (身体・知的障がい)
虐待の種別	経済的虐待	放棄・放置	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者	生活支援員	療養介助専門員、看護職員、介助員、療養介助員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・預り金から無断で出金し、私的に使用していた。	・宿直の勤務時間中に飲酒し支援を放棄した。	・頭を掌で強く叩いた。 ・オムツ交換の際に陰部を執拗に覗いていた。 ・ペットを揺さぶったり、大声で威嚇したりした。

項目 \ 事案	1 9	2 0	2 1
施設の種別	療養介護	生活介護	就労継続支援A型
被虐待者の状況	男性 30代 1名 (知的・精神障がい)	男性 30代 1名 (知的障がい)	男性 50代 1名 (精神障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	准看護師	生活支援員	職業指導員
県・市町村が行った措置	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の指が当たり痛かったためデコピンをした。 ・利用者が嫌がる音を耳元で鳴らした。	・強く叩かれたため、利用者の胸元を掴み、窓に強く押し付け叱責した。	・利用者の作業内容が無駄と叱責した。

項目 \ 事案	2 2	2 3	2 4
施設の種別	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型
被虐待者の状況	女性 40代 1名 (精神障がい)	女性 20代 1名 (知的障がい)	女性 30~40代 3名 (知的障がい)
虐待の種別	性的虐待	性的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	目標工賃達成指導員	営業	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者に性的な写真を送らせた。 ・利用者に加害者の性的な写真を送った。	・利用者の服の中に手を入れて、胸や性器を触った。	・なんで出来ないと何度も叱責した。 ・LINEを見せるよう強要した。

項目 事案	25	26	27
施設の種別	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型
被虐待者の状況	男性 50代 1名 女性 30代 1名 (知的・精神障がい)	男性 50代 1名 (身体障がい)	男性 40代 1名 (身体・知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員 2名	サービス管理責任者、生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・髪と服の後ろ襟をつかんで引き倒した。 ・利用者におまえと発言した。	・トラブル発生時に利用者のみ身体拘束し移動させた。	・寝転がっている利用者に椅子を当てた。 ・強い口調での発言や声掛けを行った。

項目 事案	28	29
施設の種別	就労継続支援B型、共同生活援助	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	女性 20代 1名 (知的・精神障がい)	男児 1名 (知的障がい)
虐待の種別	性的虐待	性的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	保育士
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者と性的関係を持った。利用者は嫌と言えなかった。	・自家用車や事業所でキス、ハグ等の身体的接触を行った。

項目 事案	30	31
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	男児 2名 (知的障がい)	男児 1名 (精神障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	児童指導員	児童指導員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・身体を平手で2回ずつ叩いた。	・利用児を組み伏せ身体を拘束した。

## 2 養護者による障がい者虐待の状況

### (1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 273 件

### (2) 相談・通報・届出者（重複あり）

区分	人 数	割合 (%)
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等	108	38.9
本人による届出	41	14.8
当該市町村行政職員	19	6.8
家族・親族	12	4.3
警察	45	16.2
近隣住民・知人	4	1.4
医療機関関係者	19	6.8
その他（成年後見人等）	30	10.8
合計	278	100.0

### (3) 事実確認の状況

区分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	209	74.21
立入調査以外の方法により調査を行った事例	206	73.1
訪問調査を行った事例	150	53.2
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	56	19.9
立入調査により調査を行った事例（障害者虐待防止法第11条適用）	3	1.0
市町村単独による事例	3	1.0
警察が同行した事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	73	25.9
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	50	17.7
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	7	2.5
他部署等への引き継ぎ	16	5.7
合 計	282	100.0

（注）事実確認の状況には、前年度に通報があり繰り越したもののが含まれるため、合計件数は相談・通報・届出件数と一致しない。

### (4) 事実確認調査の結果

区分	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	72	35.5
虐待ではないと判断した事例	58	28.6
虐待の判断に至らなかった事例	73	35.9
合 計	203	100.0

（注）虐待の有無の判断を前年度から繰り越したもの及び次年度へ繰り越したものがあるため（3）の件数と一致しない。

## (5) 虐待の種別

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件数	47	1	31	9	13

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 72 件と一致しない。

## (6) 被虐待障がい者の状況について

### ア 障がい種別

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等
人 数	16	41	25	8	2

(注) 障がいの種別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 72 件と一致しない。

### イ 性別及び年齢

#### ○被虐待障がい者の性別

区分	男性	女性	合計
人 数	31	42	73
割合(%)	42.5	57.5	100.0

#### ○被虐待障がい者の年齢別

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上、 不明	合計
人 数	9	15	15	13	10	11	73
割合(%)	12.3	20.6	20.6	17.8	13.7	15.0	100.0

### ウ 虐待者との同居・別居の状況

区分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
件数	53	19	1	73
割合(%)	72.6	26.0	1.4	100.0

### エ 世帯構成

区分	件数	割合(%)
単身	11	15.1
配偶者と同居	5	6.9
配偶者及び子と同居	4	5.5
両親と同居	12	16.4
両親及び兄弟姉妹と同居	9	12.3
父親と同居	2	2.7
父親及び兄弟姉妹と同居	2	2.7
母親と同居	7	9.6
母親及び兄弟姉妹と同居	4	5.5
兄弟姉妹と同居	2	2.7
子と同居	3	4.2
その他	12	16.4
合計	73	100.0

オ 被虐待者から見た虐待者との関係（複数回答）

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	その他	合計
人 数	21	22	9	0	3	1	17	12	85
割合(%)	24.7	25.9	10.6	0.0	3.5	1.2	20.0	14.1	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

区分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	25
被虐待者と虐待者を分離していない事例	25
もともと虐待者とは別居の事例	15
現在対応について検討・調整中の事例	4
その他	4
合 計	73

イ 分離を行った事例の対応

区分	件 数
① 契約による障がい福祉サービスの利用	12
うち、面会の制限を行った事例	4
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	4
うち、面会の制限を行った事例	2
③ ①、②以外の方法による一時保護	5
うち、面会の制限を行った事例	4
④ 医療機関への一時入院	2
うち、面会の制限を行った事例	0
⑤ その他	2
合 計	25

ウ 分離を行っていない事例等の対応の内訳（複数回答）

区分	件 数
① 養護者に対する助言・指導	37
② 養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	1
③ 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	23
④ 既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	14
⑤ 被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	9
⑥ 再発防止のための定期的な見守りの実施	31
合 計	115

エ 権利擁護に関する対応

- ・成年後見制度は、「利用開始済み」 4 件、「利用手続中」 3 件。

(8) 市町村における体制整備（令和 6 年度実績）

区 分	市町村数	60 市町村に 占める割合 (%)
住民への障がい者虐待の相談窓口の周知	46	76.7
障がい者虐待防止センター等の関係者への障がい者虐待防止に関する研修	45	75.0
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	38	63.3
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	34	56.7
障がい者福祉施設及び障がい福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	24	40.0
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	31	51.7
障がい者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	17	28.3
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障がいのある人に対する権利利益の擁護を図るために相談支援事業所など関係機関と連携した対応	24	40.0
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	18	30.0
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	15	25.0